

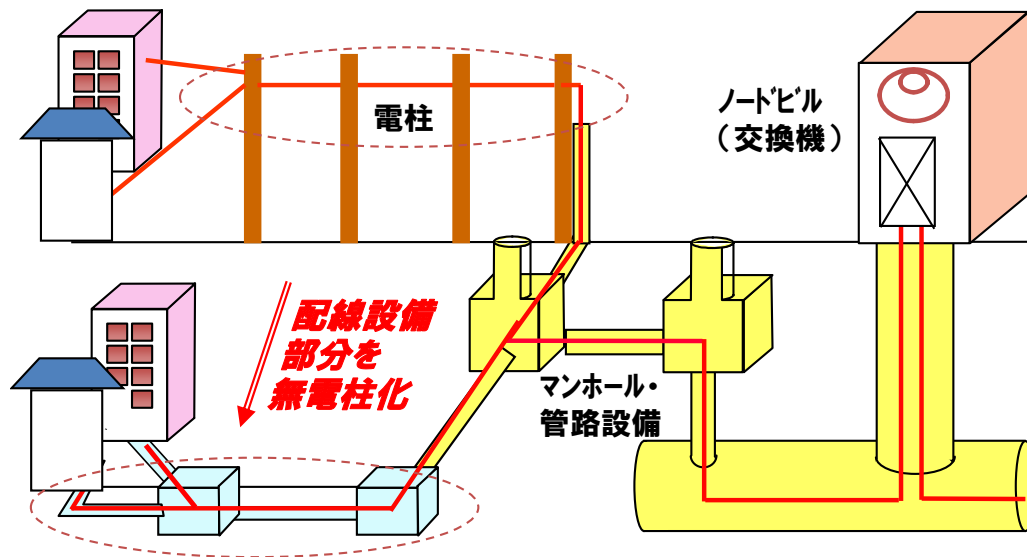
有線電気通信設備令施行規則の一部改正について

平成28年6月30日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
電気通信技術システム課

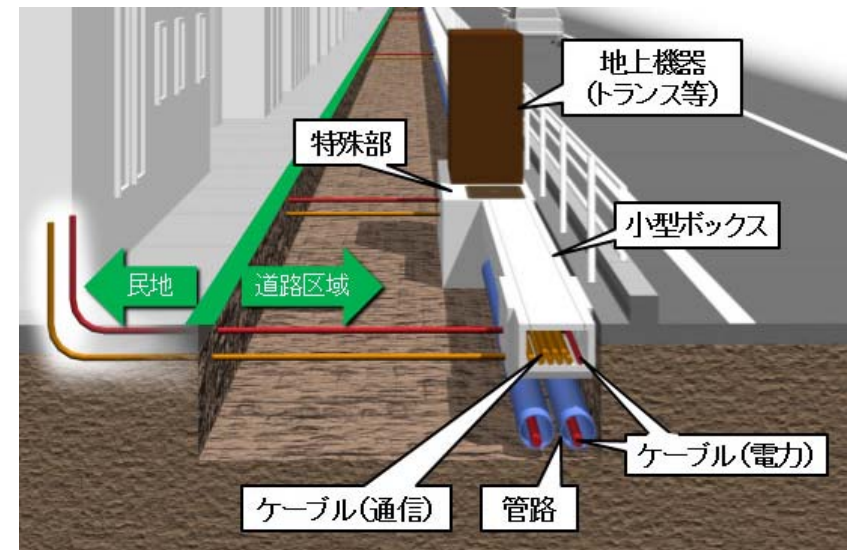
概要

- 無電柱化の推進については、景観の向上や対災害性の確保等の観点から政府全体で取組を進めており、「日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)」及び「国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)」に盛り込まれている。
 - このような状況を踏まえ、自由民主党では ITS推進・道路調査会 無電柱化推進小委員会(小池百合子委員長)において検討が進められてきており、「無電柱化の推進に関する法律」を議員立法で成立させたいとの動きがある。
 - 一方、政府では国土交通省が中心となり、関係省庁、関係事業者・団体※¹⁾の参加協力を得て、平成26年9月から「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」を開催し、無電柱化の更なる促進のための低コスト手法について検討を行ってきた。
- ※¹⁾ 総務省、経済産業省、日本電信電話(株)、KDDI(株)、電気通信事業者協会、日本ケーブルテレビ連盟、電気事業連合会、日本電気協会、日本電線工業会等が参加。
- 今般、同委員会が平成27年12月25日に中間とりまとめを公表し、小型ボックス活用埋設等による電線地中化を推進するとの提言※²⁾を行った。総務省では、当該とりまとめを受けて、平成28年4月19日から5月23日までパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえ、6月16日に有線電気通信設備令施行規則の一部改正を実施して、地中での通信線と電力線との離隔距離に係る技術基準の一部を緩和したところ。

※²⁾ 委員会の要請を踏まえ、NTT等が実証実験を実施し、電力線の電圧が222V以下である等の一定の条件を満たす場合には、小型ボックス内で通信線と電力線とが接触しても、通信線への影響(誘導電圧の誘起、アーク放電の際の損傷)がないことを確認済み(電圧222Vは電気事業法施行規則で定められた値を参考。)



小型ボックス活用埋設による電線地中化の対象区間
通信線については架空配線により構築された配線設備を地中化



小型ボックス活用埋設の施工イメージ
小型ボックス内に通信線と低圧電力線を敷設



技術基準の整備内容

- 有線電気通信設備に係る技術基準は、有線電気通信法、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則で規定されている。
- 従来の基準では、地中の通信線の設置について、光ファイバ以外の通信線と電力線とが接触することを許容していなかった。
- 今般の制度整備では、小型ボックス活用埋設を実施する際、一定の条件を満たす場合には、光ファイバ以外の通信線についても、電力線との接触を許容するように基準の一部を緩和した。

【改正内容】 有線電気通信設備令施行規則第16条(地中電線の設備)に以下の例外を追加。
 ・通信線に難燃性の防護被覆を使用し、電力線の電圧が222V以下で、かつ、電力線設置者の承諾を取得した場合

※ 経済産業省においても、地中での電力線と通信線との離隔距離に関する基準等を規定する「電気設備の技術基準の解釈」(20130215商局第4号)について、一定の条件を満たす場合に電力線と通信線との接触を許容するように改正予定であり、現在、平成28年7月15日を期限としてパブリックコメントを実施中。

スケジュール

2016年		
4月	5月	6月
関係事業者等からの意見聴取等	パブリックコメント(4/19-5/23)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  公布・施行 (6/16) </div> <div style="text-align: center;">  情報通信審議会 情報通信技術分科会 に報告(本日6/30) </div> </div>

●有線電気通信法(昭和28年7月31日法律第96号)

第五条(技術基準)

有線電気通信設備(政令で定めるものを除く。)は、**政令**で定める**技術基準**に適合するものでなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにすること。
- 二 有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

●有線電気通信設備令(昭和28年7月31日政令第131号)

第十四条(地中電線)

地中電線は、地中強電流電線との離隔距離が三〇センチメートル(その地中強電流電線の電圧が七、〇〇〇ボルトを超えるものであるときは、六〇センチメートル)以下となるように設置するときは、**総務省令**で定めるところによらなければならない。

●有線電気通信設備令施行規則(昭和46年2月1日郵政省令第2号)

改正後	改正前
<p>第十六条(地中電線の設備)</p> <p>令第十四条の規定により、地中電線を地中強電流電線から同条に規定する距離において設置する場合には、地中電線と地中強電流電線との間に堅ろうかつ耐火性の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、地中強電流電線の設置者の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 難燃性の防護被覆を使用し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 地中強電流電線に接触しないように設置する場合 ロ 地中強電流電線の電圧が二二二ボルト以下である場合 二 導体が光ファイバである場合 三 ケーブルを使用し、かつ、地中強電流電線(その電圧が一七〇、〇〇〇ボルト未満のものに限る)との離隔距離が一〇センチメートル以上となるように設置する場合 	<p>第十六条(地中電線の設備)</p> <p>令第十四条の規定により、地中電線を地中強電流電線から同条に規定する距離において設置する場合には、地中電線と地中強電流電線との間に堅ろうかつ耐火性の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、地中強電流電線の設置者の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 難燃性の防護被覆を使用し、かつ、地中強電流電線に接触しないように設置する場合 二 導体が光ファイバである場合 三 ケーブルを使用し、かつ、地中強電流電線(その電圧が一七〇、〇〇〇ボルト未満のものに限る)との離隔距離が一〇センチメートル以上となるように設置する場合

有線電気通信設備令(以下、「設備令」)及び有線電気通信設備令施行規則(以下、「施行規則」)で規定されている地中電線(以下、「通信線」と地中強電流電線(以下、「電力線」との離隔距離に関する基準

		設備令 第14条 及び 施行規則 第16条 柱書	【例外規定】	① 施行規則 第16条 第1号 (通信線に難燃性の 防護被覆を使用)	② 施行規則第16条 第2号 (通信線の導体が 光ファイバ)	③ 施行規則第16条 第3号 (通信線がケーブル)
				電力線設置者の承諾の取得が条件		
地中の電力線	電力線の電圧 7,000V以下	30cm超の離隔 又は 堅ろう、かつ、耐火性の隔壁を設置	電力線の電圧 222V以下	【新設】 離隔距離必要なし (接触可)	離隔距離必要なし (接触可)	10cm以上の離隔
	電力線の電圧 7,000V超	60cm超の離隔 又は 堅ろう、かつ、耐火性の隔壁を設置	電力線の電圧 222V超 7,000V以下	電力線に 接触しないこと		
			電力線の電圧 7,000V超 170,000V未満			
			電力線の電圧 170,000V以上			

【基準のイメージ図】

